

## 指定就労継続支援（A型） 重要事項説明書

あなたに対する就労継続支援（A型）サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

### 1. サービスを提供する事業者

名 称	アルムの家
所 在 地	岐阜県土岐市土岐口中町4丁目96
電 話 番 号	0572-44-7083
代表者氏名	加藤扶美代
設 立 年 月	平成26年4月1日

### 2. 利用施設

事業所の種類	指定就労継続支援（A型）事業所 平成26年4月1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	アルムの家 (2111800252)
事業所の所在地	岐阜県土岐市土岐口中町4丁目96
連 絡 先	電話番号0572-44-7083 ファックス0572-44-7084
管 理 者	渡邊郁子
サービス管理責任者	渡邊郁子
サービスの実施地域	多治見市、土岐市、瑞浪市
主たる対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病
定 員	20名
開設年月日	平成26年4月1日

### 3. サービスの目的・運営方針

目 的	通所による雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援します。
運 営 方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな就労継続支援（A型）のサービスの提供します。

#### 4. サービスに係る施設・設備等の概要

##### (1) 施設

建物	構造	鉄骨スレート葺
	敷地面積	768 m <sup>2</sup>
	延べ床面積	384 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

	部屋数	備考
訓練室	1室	
作業室	2室	
相談室	1室	
洗面設備	4室	
便所	2室	
シャワー室	1室	
多目的室	1室	
休憩室	1室	
事務所	1室	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

#### 5. サービス提供職員の設置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1	
サービス管理責任者	1		1			1	
職業指導員	2			2		2	
生活支援員	2		1	1		1.5	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
職業指導員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
生活支援員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
	特別勤務時間帯（個人による）

(イ) 営業日と営業時間

営業日：月曜日～土曜日（年末年始12月30日～1月3日の間は休業）

営業時間：10：00～17：00まで

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ①戸の張替                                      ⑥ドライフルーツの詰め作業 ②段ボール箱折り作業                      ⑦ブレスレット作り ③パソコン画像処理作業                  ⑧転写貼り ④マスコット作り                            ⑨タイル貼り ⑤ポプリ作り <賃金の支払> 岐阜県の最低賃金を保障します。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
送迎	土岐市駅までの送迎あります（要相談）

## 2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
生産活動等	生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①日用品費 ②弁当、お茶 ③冷暖房費	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等及びについて、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意をえて代行します。	円
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供記録等の複写代</li> <li>・ 証明書諸書類の発行代</li> <li>・ その他</li> </ul>	円 円 円
送迎費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土岐市駅まで無料</li> <li>・ 10 kmまで</li> </ul>	100 円

### <サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

## 7. 利用料金

### (1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち 9 割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

### (2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

### (3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、  
○日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

#### ① 当事業所窓口での現金支払い

## 8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前10:00～午後17:00。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

## 9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

## 10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

### (1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談 窓口	・窓口担当者 渡邊郁子 ・ご利用時間 10:00～ 18:00 ・電話番号 0572-44-7083 F A X 0572-44-7084 ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。
市役所	・所在地：岐阜県 土岐市

福 祉 課	・電話番号：0572-54-1111

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 各市町村障がい福祉課</li> <li>・ご利用時間</li> <li>・電話番号 F A X</li> </ul>
--------------	--

1 1. 協力医療機関

(1)

医療機関の名称	高井病院		
医 院 長 名	高井弘之		
所 在 地	岐阜県土岐市妻木町 1658		
電 話 番 号	0572-57-6516		
診 療 科	内科、外科、消化器内科、 胃腸内科、泌尿器科、リハビ リテーション科	入 院 設 備	あり

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

1 2. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年 2 回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・非常用電源 有</li> <li>・室内防火栓 無</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・非常通報装置 無</li> <li>・スプリンクラー 無</li> <li>・A E D設置</li> </ul> 震災に備えての備蓄（食料・飲料水 7 日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
消防計画	消防署への届出日：平成 26 年 4 月 防火管理者：加藤扶美代
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：三井住友海上火災保険 加入保険内容：自動車保険、火災保険

1 3. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

障害者以外の者の雇用	生産活動における作業員として障害者以外の者の雇
------------	-------------------------

	用をする場合があります。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全館禁煙です。喫煙場所は屋外にあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。(鍵付のロッカー有)
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

平成 年 月 日

指定障害者福祉サービス就労継続支援（A型）アルムの家の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：アルムの家

説明者職名：管理者 氏名 渡邊郁子

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス就労継続支援（A型）アルムの家の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

氏 名：

印

- [決算書](#)